

## 経済構造実態調査規則の一部を改正する省令案の概要について

総務省統計局  
経済産業省大臣官房調査統計グループ

### 1 改正の背景

経済構造実態調査（統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査）は、経済構造実態調査規則（平成 31 年総務省・経済産業省令第 1 号）の定めるところにより、我が国の製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査（経済センサス活動調査規則（平成 23 年総務省・経済産業省令第 1 号）に基づく基幹統計調査。基本的に 5 年周期で実施。直近は令和 3 年）の実施中間年における経済構造統計を作成することを目的として、総務省及び経済産業省が、令和元年から経済センサス - 活動調査実施年を除き、毎年実施している。

令和 4 年以降、本調査を実施するに当たり、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 2 年 6 月 2 日閣議決定）や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、中間年における経済構造統計の更なる整備の一環として、調査対象範囲の全産業への拡大及び令和元年度から本調査と同時・一体的に実施している工業統計調査（工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）に基づく基幹統計調査）の本調査への包摂等を行うところ、所要の改正を行うものである。

### 2 改正の概要

調査の目的、調査の対象、調査の種類、調査事項等の変更等を行うため、所要の改正を行うものである。

#### (1) 趣旨、調査の目的の変更（第 1 条、第 2 条関係）

- ・経済構造実態調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにするための調査であると規定

#### (2) 調査の対象の追加、調査の種類の変更及び関連規定の整備（第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条及び第 15 条関係）

- ・調査の対象に日本標準産業分類に掲げる「大分類 A—農業、林業」、「大分類 B—漁業」、「大分類 C—鉱業、採石業、砂利採取業」、「大分類 D—建設業」に属する企業を追加。従前の甲調査の対象に加えて当該企業を対象とする調査を産業横断調査と規定
- ・調査の対象に日本標準産業分類に掲げる「大分類 E—製造業」に属する事業所（国及び地方公共団体に属する事業所、個人経営の事業所並びに法人以外の団体の事業所を除く。）を追加。当該事業所を対象とする調査を製造業事業所調査と規定

- ・従前の乙調査は廃止
- ・製造業事業所調査について、調査事項等、報告の義務、調査の方法及び期間、期間の変更、電磁的記録媒体による調査票の送付又は回収の手続等、調査票等の保存等の規定を整備

(3) 調査事項等の変更等（第7条関係）

- ・産業横断調査（従前の甲調査）に係る次の調査事項の削除

電子商取引の有無及び割合
年間商品仕入額
甲調査企業に属する事業所の売場面積
甲調査企業に属する事業所の卸売販売額に占める本支店間移動の割合

- ・産業横断調査（従前の甲調査）に係る次の調査事項の追加

年間商品販売額及び商品売上原価
産業横断調査企業に属する事業所の従業者数
産業横断調査企業に属する新設事業所の開設時期

- ・産業横断調査（従前の甲調査）に係る次の調査事項の変更

変更後	現行
売上（収入）金額	売上（収入）金額及び年間商品販売額
事業活動及び生産物の種類	事業活動の内容
事業活動及び生産物の種類別の売上（収入）金額	事業活動別の売上（収入）金額

(4) 立入検査等の追加（第11条関係）

- ・立入検査等に係る規定を追加

(5) 工業統計調査規則の廃止及びその経過措置（附則第2条、附則第3条関係）

- ・工業統計調査を製造業事業所調査として実施するに当たり工業統計調査規則の廃止を規定
- ・工業統計調査の廃止に伴う経過措置を規定

(6) そのほか所要の改正を行う。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。